（宛先）京都市長

納税証明請求書

年　月　日請求

①どなたの証明が必要ですか

（納税義務者、特別徴収義務者）

住所【法人の場合：所在地】

1月1日現在の住所（上記と同一の場合は記入不要）

法人の場合のみ法人代表者印を押印

必要な方の氏名（フリガナ）

【法人の場合：名称及び代表者名】

生年月日　西暦・明・大・昭・平・令　年　月　日

納税者コード

区	学区	町	氏名

㊞

・　法人に係る証明請求は、法人代表者印を押印してください。従業員等の方が請求される場合で、代表者印の押印のある請求書を持参した場合は、請求の権限を委任されたものとみなします。なお、代表者印の押印がない場合は、法人の代表者印の押印のある委任状等が必要です。

②必要な証明・通数

（※納税証明について裏面の説明も御確認ください。*1*2*3）

納税証明書

□個人の市・府民税、森林環境税	年度分	□住所区外にある事務所・事業所（店舗等含む。）や家屋敷（別荘等含む。）等への均等割課税の証明が必要な場合	通
□法人市民税	事業年度　年　月　日　～　年　月　日		通
□固定資産税・都市計画税（土地・家屋）	年度分		通
□固定資産税（償却資産）*1	年度分	※複数区に償却資産がある場合　□全市分　□（　）区分	通
□軽自動車税（継続検査用を除く。）*2	年度分	※複数台ある場合　□全市分　□1台分（車両番号　）	通
□事業所税　□その他（　）税*3	事業年度又は算定期間　年　月　日　～　年　月　日		通

③使いみち

□金融機関　□官公庁　□勤務先　□保証人　□入札参加　□その他（具体的に：　）

上記①以外の方が窓口にこられた場合に④欄に御記入ください（上記①と同一の場合は記入不要です。）。
（本人と同一世帯に属する親族以外の方が窓口にこられた場合は委任状等が必要です。なお、現在、京都市外にお住まいの場合は、委任状か、同一世帯の親族であることを確認するため、住民票の写し（3箇月以内に発行されたものに限る。）及び申出書の提出が必要です。また、請求者が相続人等である場合には、その旨を確認することができる書類（戸籍謄本等）の提出が必要です。）
窓口にこられた方の運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等の本人確認書類を御提示ください。

④窓口にこられたあなた（委任を受けた者）

（※委任を受けた者が法人等の場合は、代表者印を押印するとともに、来庁者個人の住所、氏名を記入してください。）

住所【法人の場合：所在地】

氏名（フリガナ）

【法人の場合：名称及び代表者名】

必要な方との関係：□同一世帯の親族（続柄　）□代理人　□従業員等　□その他（　）

法人代表者印又は職印等　㊞

生年月日　西暦・明・大・昭・平・令　年　月　日

【法人等】来庁者個人の住所、氏名（代表者本人の場合は記入不要）

住所

氏名　／　法人等との関係　□従業員等　□その他（　）

↑法人等の場合に押印

マイナンバーカード・免許証・パスポート・在留カード等・身障手帳・保険資格確認書・資格者証（写真付）・補助者証（写真付）・年金手帳・社員証（写真付）・学生証（写真付）・敬老乗車証・その他（　）

No.（　）

課長	係長	係員		
		受付	作成	交付

計　通

戸住印行税　令8.11

【納税証明について】

＊　市税を納めた後、一定の期間（金融機関で納められた場合：2週間、コンビニエンスストアで納められた場合：3週間程度）を経過しないで納税証明書を請求する場合、納税していただいた旨の通知が金融機関又は公金収納受託者から届いていないこともありますので、お手数ですが、領収証書など納付が確認できるものをお持ちください（一部発行窓口では取り扱えない場合もあります。）。

ただし、クレジットカード、インターネットバンキングやスマートフォン用決済アプリで納められた場合は、領収証書は発行されません。納められた日からその内容が反映された納税証明書が発行可能となるまで、4開庁日～6週間程度かかりますので、御留意ください（軽自動車税の納税証明書を除く。）。

*1　固定資産税（償却資産）の納税証明書で複数区に償却資産がある場合の納税証明書は、区役所・支所市民総合窓口室戸籍住民担当、京北出張所又は市税事務所税証明窓口（中京区室町御池・ビル葆光）で発行します。

*2　軽自動車税の納税証明書及び継続検査用の納税証明書は、軽自動車税事務所、同事務所分室又は京北出張所で発行します（継続検査用の専用請求書は発行窓口に備え付けてあります。）。

*3　事業所税、市たばこ税、入湯税、宿泊税の納税証明書等は、市税事務所税証明窓口（中京区室町御池・ビル葆光）で発行します。